

北栄町訓令第 33 号

北栄町ディスポーザ排水処理システム取扱要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、北栄町公共下水道条例施行規則(平成17年北栄町規則第101号。以下「規則」という。)第 5 条第 3 項の規定に基づき、ディスポーザ排水処理システムの取扱いについて必要な事項を定めることにより、システムの適切な使用及び維持管理の確保等を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ディスポーザ排水処理システム(以下「システム」という。)
生ごみを粉砕し、これを排水処理部で処理し、その排水を公共下水道へ排除する機器の総体をいう。
- (2) 使用者 システムを使用する者をいう。
- (3) 管理組合等 集合住宅等において、第8条に規定するシステムの維持管理を前号の使用者に代わって行う者をいう。
- (4) メーカー システムを製造する者をいう。
- (5) 販売店 システムを販売する者をいう。

(設置機種)

第 3 条 設置するシステムは、公益社団法人日本下水道協会(以下、「下水道協会」という。)の定める「下水道のためのディスポーザ排水処理システム性能基準(案)」(平成25年 3 月)に従い下水道協会の製品認証を受けたものでなければならない。なお、厨芥を粉砕するディスポーザ部位のみでの設置、又は配管等の改造をしてはならない。

2 前項において、既に当該システムに係る計画の確認及び工事の検査を受け設置したものはこの限りではない。

(システムの申請)

第 4 条 システムを新設、増設又は改築(以下「新設等」という。)しようとする者は、規則第 5 条に基づき申請しなければならない。また、システムを撤去しようとする者は、規則第 5 条に基づき申請し、適正にシステムを撤去しなければならない。

2 前項の申請を行うときは、規則第 5 条規定によるほか次の書類を添付しなければならない。

- (1) ディスポーザ排水処理システムの維持管理等に関する計画書

(様式第1号)

- (2) 下水道協会による製品認証書の写し。
- (3) 維持管理業務委託契約書の写し。ただし、申請を行うときに維持管理契約を締結していないときは、維持管理業務委託契約確約書(様式第2号)
- (4) システムの構造及び保守点検に関する図面、資料など
- (5) その他町長が必要と認めるもの

(維持管理)

第5条 使用者又は管理組合等は、設置したシステムの性能を保持するため、維持管理に関して前条第2項第1号の計画書に基づき適正な管理をしなければならない。

- 2 使用者又は管理組合等は、システムの維持管理に関して町長の指示に従わなければならない。
- 3 使用者又は管理組合等は、システムの使用にあたり公共下水道に影響を及ぼす事故や故障が発生したときは、必要な措置を講じるとともに直ちに町長に報告しその指示に従わなければならない。

(資料の保管及び提出)

第6条 使用者又は管理組合等は、設置したシステムについての維持管理に関する資料等を3年間保管しなければならない。

- 2 使用者又は管理組合等は、システムが適正に管理されていることを町長が確認するため、前項の資料の提出を求めたときは、速やかに提出しなければならない。

(立入調査等)

第7条 町長は、下水道法(昭和33年法律第79号)第13条に基づき、使用者又は管理組合等に対して立入調査を行うことができる。

- 2 使用者又は管理組合等は、前項の調査に協力しなければならない。

(使用者又は管理組合等の義務の継承等)

第8条 システムの設置された建築物を譲渡又は貸し付けるときは、この建築物の譲受人等は、この要綱で定める使用者又は管理組合等の義務を継承する。

(メーカー及び販売店の責務)

第9条 メーカー及び販売店は、システムを販売するときは、第7条第1項に規定する者又は使用者に対し、この要綱に掲げる事項を遵守する責務があることを説明し、その理解を得るよう努めなければならない。

附 則

この要綱は平成27年9月3日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

デスポーザ排水処理システムの維持管理等に関する計画書
(新設・増設・改築)

年 月 日

北栄町長 様

申請者 住所
(設置者) 氏名 印
電話

北栄町デスポーザ排水処理システム取扱要綱第4条の規定により、次のとおり申請します。

設置場所	北栄町	建物名称等	
システムの名称	認証 月日		
	認証 番号		
維持管理業者	名称		
	認証取得者名(メーカー) メーカーの担当者及び連絡先		
設置数量	デスポーザ部		電話
	排水処理部		電話
システムの仕様	デスポーザ部	型式	個
		製造品番	個
		構造	別紙のとおり
	排水処理部	設計人数	人
		計画生ごみ量	kg/日
		計画汚水量	m ³ /日
	算定根拠	構造	別紙のとおり
	処理水質	BOD	mg/L未満
		SS	mg/L未満
		n-ヘキサン	mg/L以下

維持管理	ディスポーザ部	点検頻度
	排水処理部	定期点検の頻度 水質検査の頻度 汚泥引抜の頻度 (生物処理タイプ) 配管内の点検頻度 清掃頻度
点検項目	ディスポーザ部	別紙のとおり
	排水処理部	別紙のとおり
点検記録表	別紙のとおり	

- ※ 1 機械処理タイプはディスポーザ部の欄に記載すること
- ※ 2 維持管理に関する点検記録は3年間保管すること
- ※ 3 維持管理に関する報告を求められたときは、その資料を提出すること
- ※ 4 使用者や維持管理業者等を変更した場合は、本計画書の届出を行うこと

様式第 2 号 (第 4 条関係)

維持管理業務委託契約確約書

年 月 日

北栄町長 様

申請者 住所
(使用者) 氏名 印
電話

ディスプレイ排水処理システムに係る排水設備等工事等に関する計画書の提出にあたり、現時点で、使用者又は管理組合等と維持管理業者との間で維持管理業務委託契約が締結できていません。

上記の契約を締結しだい、速やかに契約書の写しを提出します。契約締結までの間は、申請者が責任を持って維持管理を行うことを確約します。

記

設置場所	北栄町	建物名称等	
システム名称			
使用開始・変更 (予定)年月日	年 月 日		
ディスプレイ設置個数	個		
排水処理部設置個数	個		
ディスプレイ設計人数	人		
維持管理 委託先	ディスプレイ部	担当者 (電話)	
	排水処理部	担当者 (電話)	

※維持管理業務委託契約書について

- 1 様式は特に定めない
- 2 維持管理契約書は、評価書(認定書)で指定されている維持管理業者と実際に利用する使用者が契約すること